「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の 構造及び設備に関する基準等検討会」の設置について(案)

令和元年8月1日

1. 趣旨

平成 28 年度及び 29 年度に「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」を設置し、移動等円滑化基準の改正内容、ガイドラインの改訂について検討を行った。検討委員会では、「効果的な情報提供のあり方」、「誘導案内設備の表示方法等」、「プラットホームと車両の段差・隙間の解消」などが、今後の検討すべき課題と位置づけられたところである。

また、多くの移動制約者の来訪が見込まれる 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその後の超高齢社会に向けて、様々な移動制約者のニーズにきめ細やかに対応するため、更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う必要がある。

これらを踏まえ、前回、今後検討すべきとされた課題のうち、「鉄道駅における単独乗降が可能なプラットホームと車両の段差・隙間」、「ウェブアクセシビリティへの配慮」、「触知案内図に相当・代替する措置」について本検討会で検討し、バリアフリー整備ガイドラインの改訂、必要に応じて移動等円滑化基準の改正案を作成することとする。

2. 検討会、ワーキングの設置

公共交通機関等の移動等円滑化に向けて、バリアフリー整備ガイドライン、移動等円滑 化基準への反映に必要な事項を検討するため、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又 は車両等の構造及び設備に関する基準等検討会」、「触知案内図に相当・代替する措置等 検討ワーキング」を設置する。検討事項等は次のとおり。

(1) 検討事項

- ①鉄道駅における単独乗降が可能なプラットホームと車両の段差・隙間
- ②ウェブサイトを作成する際のアクセシビリティの配慮
- ③触知案内図に相当・代替する措置等

(2)検討方法、スケジュール

- ①検討会を下記のとおり開催し、ガイドラインの改訂案等について検討する。
 - 第1回検討会 令和元年8月1日(木)14時から16時
 - 第2回検討会 令和元年9月下旬~10月上旬頃
 - ·第3回検討会 令和2年2月頃

②ワーキングの設置

- ・触知案内図に相当・代替する措置等については、ワーキンググループを設置し検討することとする。
- ・ワーキンググループは、令和元年10月以降2回開催する予定

3. 構成員等

検討会は、学識経験者、障害者団体、交通事業者団体等、行政機関等の実務者により構成する。検討会構成員は、資料1構成員名簿のとおり。

事務局は、国土交通省総合政策局安心生活政策課、(株)エヌアイエスプラス